# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年２月６日 |
| 【会社名】 | 大和小田急建設株式会社 |
| 【英訳名】 | Daiwa Odakyu Construction Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　　金久保　篤司 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区西新宿４丁目32番22号 |
| 【電話番号】 | ０３（３３７６）３１０１（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営管理本部総務部長　　柴田　昭良 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区西新宿４丁目32番22号 |
| 【電話番号】 | ０３（３３７６）３１０１（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営管理本部総務部長　　柴田　昭良 |
| 【縦覧に供する場所】 | 大和小田急建設株式会社　横浜支店<br>（神奈川県横浜市西区みなとみらい３丁目６番１号）<br>大和小田急建設株式会社　名古屋支店<br>（愛知県名古屋市千種区千種通６丁目26番１号）<br>大和小田急建設株式会社　大阪支店<br>（大阪府大阪市中央区備後町１丁目５番２号）<br>大和小田急建設株式会社　東北支店<br>（宮城県仙台市若林区新寺１丁目２番26号）<br>株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

## １【提出理由】

当社（以下「大和小田急建設」といいます。）は、平成27年２月６日開催の取締役会において、大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス工業」といいます。）を株式交換完全親会社とし、大和小田急建設を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

## ２【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|---|---|
| 商号 | 大和ハウス工業株式会社 |
| 本店の所在地 | 大阪市北区梅田三丁目３番５号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長　　大野　直竹 |
| 資本金の額 | 161,699百万円（平成26年９月30日現在） |
| 純資産の額 | （連結）992,686百万円（平成26年３月31日現在）<br>（単体）820,683百万円（平成26年３月31日現在） |
| 総資産の額 | （連結）2,665,946百万円（平成26年３月31日現在）<br>（単体）1,798,797百万円（平成26年３月31日現在） |
| 事業の内容 | 戸建住宅、賃貸住宅、マンション、住宅ストック、商業施設、事業施設、その他 |

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

（連結）

（単位：百万円）

| 決算期 | 平成24年３月期 | 平成25年３月期 | 平成26年３月期 |
|---|---|---|---|
| 売上高 | 1,848,797 | 2,007,989 | 2,700,318 |
| 営業利益 | 114,955 | 128,024 | 163,576 |
| 経常利益 | 108,506 | 145,395 | 176,366 |
| 当期純利益 | 33,200 | 66,274 | 102,095 |

（単体）

（単位：百万円）

| 決算期 | 平成24年３月期 | 平成25年３月期 | 平成26年３月期 |
|---|---|---|---|
| 売上高 | 1,116,665 | 1,238,811 | 1,429,886 |
| 営業利益 | 64,840 | 80,273 | 104,030 |
| 経常利益 | 65,081 | 102,921 | 126,306 |
| 当期純利益 | 18,077 | 48,951 | 80,881 |

③　大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成26年９月30日現在）

| 大株主の氏名又は名称 | 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 |
|---|---|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 5.02% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 4.18% |
| 株式会社三井住友銀行 | 2.44% |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 2.34% |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225<br>（常任代理人株式会社みずほ銀行） | 2.05% |

④　提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係（平成26年12月31日現在）

| | |
|---|---|
| 資本関係 | 大和ハウス工業は、大和小田急建設の発行済株式総数の33.00%（7,168,000株）を保有しております。 |
| 人的関係 | 大和ハウス工業の代表取締役１名が、大和小田急建設の取締役を兼任しております。また、大和ハウス工業の常務執行役員１名が、大和小田急建設の監査役を兼任しております |
| 取引関係 | 大和ハウス工業と大和小田急建設は、大和ハウス工業を発注者、大和小田急建設を請負者とするマンション等の建設工事に係る取引、及び大和ハウス工業を賃貸人、大和小田急建設を賃借人とする大和ハウス工業の所有する不動産の賃貸借に係る取引を行っております。 |

(2) 本株式交換の目的

大和ハウスグループ（大和ハウス工業並びにその子会社115社及び関連会社26社（平成26年12月31日現在）を総称していいます。以下同じです。）は、お客様と共に新たな価値を創り、活かし、高め、人が心豊かに生きる社会の実現を目指し、「人・街・暮らしの価値共創グループ」として、戸建住宅、賃貸住宅、マンション、住宅ストック、商業施設、事業施設といった生活基盤産業への総合的な事業を展開しています。その中において、「大和ハウスグループ　第４次中期経営計画“3G & 3S”for the Next Step」を策定し、国内経済における消費税増税とそれに付随して実施される一連の経済政策、東京オリンピック・パラリンピックに向けたインフラ需要の高まりと経済波及効果、ＡＳＥＡＮ経済統合を始めとした経済連携の進展等による市場の変動を『成長の加速』の機会として捉え、各コア事業領域の強化と海外への展開、多角化事業のコア事業との連携強化、グローバル社会に貢献する新商品やサービスの開発と発掘を基本方針とした大和ハウスグループの多様な収益源を活かした成長に取り組むことで、業容の拡大を図ってまいりました。

一方、大和小田急建設は、明治２年10月に野村組として創業し、昭和46年11月に小田急グループへの参画、さらに平成20年４月には大和ハウスグループに参画して以降、「人・街・暮らしの価値共創グループ」の一員として、建築事業、土木事業、不動産事業を展開しています。その中において、「第二次経営５ヵ年計画（2011年度～2015年度）」を策定し、『お客様に密着したサービス提供型総合建設業』を目指す企業像と定め、『Change Challenge Chance ～意識・行動を変え　挑戦することで　チャンスに変える～』をスローガンに、大和小田急建設の強みである分野・エリアを中心にソリューション営業を展開して、特命受注化を図り収益力を高めること、コアコンピタンスとなる技術・工法を確立し他社と差別化を図ること、さらには環境事業・再開発事業・土木リニューアル等への周辺事業領域の拡大を図り、各事業を強化することにより、持続的に成長・発展できる企業を目指して取り組んでまいりました。

大和ハウス工業及び大和小田急建設は、平成20年３月11日付プレスリリース「資本業務提携、子会社異動を伴う株式譲渡（小田急電鉄）、代表取締役の異動ならびに商号変更（小田急建設）に関するお知らせ」に記載のとおり、大和ハウス工業は、建築工事に係る協力関係の構築及び首都圏における営業基盤の強化を目的とし、また、大和小田急建設は、大和ハウス工業の営業力や資材購買力などの経営ノウハウを取り入れるほか、受注機会の拡大を目的とし、平成20年３月11日、大和ハウス工業、大和小田急建設及び小田急電鉄株式会社（以下「小田急電鉄」といいます。）の間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結し、平成20年４月１日、大和ハウス工業は、小田急電鉄が保有する大和小田急建設の普通株式の一部（7,168,000株、株式保有割合33.00%）を取得して、大和小田急建設を持分法適用関連会社といたしました。また、本資本業務提携契約締結以降、大和ハウス工業及び大和小田急建設は、両社の連携を深め、営業力強化、技術力強化、原価低減活動等に取り組んでまいりました。

しかしながら、国内の建設業界を取り巻く環境は、震災復旧・復興工事にともなう公共工事が増加する中、労務費の高止まりや円安にともなう資材価格の高騰が続き、利益圧迫の要因となっております。また、近時においては、公共施設のインフラ整備や老朽対策等を進める、いわゆる国土強靭化計画による公共事業の増加や、東京オリンピック開催決定による建設投資の増加が期待される一方、労務不足や建設コストの上昇に拍車がかかる可能性もあるなど、

不透明な経営環境が続くものと思われます。さらに長期的には、国内の建設投資は緩やかに逓減していくとの予測もあります。

このような中、大和ハウス工業及び大和小田急建設において、経営資源の最適化、経営の効率化を通じ、建設業界での成長力及び競争力を一層強化させる必要があるとの認識が出てきたことから、従前より両社の企業価値向上のための施策について検討を重ねておりましたところ、平成26年12月に、大和ハウス工業より本株式交換について大和小田急建設に申し入れ、その後、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねてまいりました。

その結果、両社のさらなる企業価値向上のためには、顧客・不動産等に関する営業情報の交換による営業力強化、共同技術開発及び技術交流による技術力強化、調達先等の相互活用等による原価低減活動等の施策をより一層強化しつつ、前述した建設業界における環境変化に備えるためには、大和小田急建設を大和ハウス工業の完全子会社として意思決定の迅速化を図ることが、最善との判断に至ったものであります。よって、平成27年２月６日、両社の取締役会において、大和ハウス工業が大和小田急建設を完全子会社とすることを目的として、本株式交換を実施することを決議いたしました。

なお、本株式交換後も小田急電鉄、大和ハウス工業及び大和小田急建設の三社は、各社の企業価値の向上に向け、各社間の信頼関係を基盤として、引き続き協力関係を維持する予定です。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

① 本株式交換の方法

大和ハウス工業を株式交換完全親会社、大和小田急建設を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、大和ハウス工業については、会社法第796条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに行う予定です。大和小田急建設については、平成27年６月25日に開催予定の大和小田急建設の第77回定時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成27年８月１日を株式交換の効力発生日（以下「本株式交換効力発生日」といいます。）として行う予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容

| 会社名 | 大和ハウス工業<br>（株式交換完全親会社） | 大和小田急建設<br>（株式交換完全子会社） |
|---|---|---|
| 本株式交換に係る割当ての内容 | １ | ０．４０ |
| 本株式交換により交付する株式数 | 大和ハウス工業普通株式：5,816,216株（予定） | |

（注１） 株式の割当比率

大和小田急建設の普通株式１株に対して、大和ハウス工業の普通株式0.40株を割当て交付します。ただし、大和ハウス工業が保有する大和小田急建設の普通株式7,168,000株（平成27年２月６日時点）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注２） 本株式交換により交付する大和ハウス工業の株数

本株式交換により交付される大和ハウス工業の普通株式の数：5,816,216株（予定）

大和ハウス工業は、本株式交換に際して、新たに大和ハウス工業の普通株式5,816,216株（予定）を発行し、本株式交換により、大和ハウス工業が大和小田急建設の発行済株式の全部（ただし、大和ハウス工業が保有する大和小田急建設の普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の大和小田急建設の株主の皆さま（ただし、大和ハウス工業を除きます。）に対し、その保有する大和小田急建設の普通株式に代えて、上記表の割当比率に基づいて算出した数の大和ハウス工業の普通株式を割当て交付することを予定しております。それに伴い、大和ハウス工業の発行済株式総数は666,238,067株となる予定です。

大和小田急建設は、本株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時までに保有することとなる自己株式（平成26年12月31日現在：11,458株。本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて大和小田急建設が取得する株式を含みます。）の全部を基準時において消却することを予定しているため、実際に大和ハウス工業が交付する上記株式数は修正される可能性があります。

（注３）　単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、大和ハウス工業の単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる大和小田急建設の株主の皆さまにおかれましては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本株式交換効力発生日以降の日を基準日とする大和ハウス工業の配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできません。大和ハウス工業の単元未満株式を所有することとなる株主の皆さまにおかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。

①　単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、大和ハウス工業の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、大和ハウス工業に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

②　単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第１項及び大和ハウス工業の定款の規定に基づき、大和ハウス工業の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元（100株）となる数の普通株式を大和ハウス工業から買い増すことを請求することができる制度です。

（注４）　１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、大和ハウス工業の普通株式１株に満たない端数の割当て交付を受けることとなる大和小田急建設の株主の皆さまに対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に１に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する数の大和ハウス工業の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主さまに交付いたします。

③　その他の本株式交換契約の内容

大和小田急建設が大和ハウス工業との間で締結した本株式交換契約の内容は、以下に記載のとおりです。

株式交換契約書

大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス工業」という。）及び大和小田急建設株式会社（以下「大和小田急建設」という。）は、平成27年２月６日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（本株式交換）

大和小田急建設は、本契約の規定に従い、大和ハウス工業を株式交換完全親会社、大和小田急建設を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、大和ハウス工業は、本株式交換により大和小田急建設の発行済株式（但し、大和ハウス工業が保有する大和小田急建設の株式を除く。）の全部を取得する。

第２条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社
　商号：大和ハウス工業株式会社
　住所：大阪府大阪市北区梅田三丁目３番５号

(2) 株式交換完全子会社
　商号：大和小田急建設株式会社
　住所：東京都新宿区西新宿四丁目32番22号

第３条（本株式交換に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当てに関する事項）

１．大和ハウス工業は、本株式交換に際して、本株式交換により大和ハウス工業が大和小田急建設の発行済株式（但し、大和ハウス工業が保有する大和小田急建設の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の株主名簿に記載又は記録された大和小田急建設の株主（但し、第７条に定める大和小田急建設の自己株式の消却が行われた後の株主であって、かつ、大和ハウス工業を除くものとする。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する大和小田急建設の普通株式に代わり、その保有する大和小田急建設の普通株式の合計数に0.40を乗じて得た数の大和ハウス工業の普通株式を交付する。

２．大和ハウス工業は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する大和小田急建設の普通株式１株につき、大和ハウス工業の普通株式0.40株の割合をもって割り当てる。

３．大和ハウス工業が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する大和ハウス工業の普通株式の数に１株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理する。

第４条（大和ハウス工業の資本金及び準備金の額に関する事項）
本株式交換に際して増加する大和ハウス工業の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。
(1) 資本金の増加額　　０円
(2) 資本準備金の増加額　会社計算規則第39条に従い大和ハウス工業が別途定める額
(3) 利益準備金の増加額　０円

第５条（効力発生日）
本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年８月１日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、大和ハウス工業及び大和小田急建設は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第６条（株主総会の承認）
１．大和ハウス工業は、会社法第796条第３項に定める簡易株式交換の規定により、本契約に関する同法第795条第１項に定める株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行う。但し、同法第796条第４項の規定により、本株式交換に関して大和ハウス工業の株主総会の承認を得ることが必要となった場合には、大和ハウス工業は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
２．大和小田急建設は、平成27年６月25日に定時株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、大和ハウス工業及び大和小田急建設は、協議し合意の上、本項に定める手続を変更することができる。

第７条（自己株式の消却）
大和小田急建設は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、大和小田急建設が基準時において保有している全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって大和小田急建設が取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却する。

第８条（会社財産の管理等）
大和ハウス工業及び大和小田急建設は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うとともに、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、本契約で別途定められているものを除き、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第９条（剰余金の配当）
１．大和ハウス工業及び大和小田急建設は、平成27年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
(1) 大和ハウス工業においては、普通株式１株につき35円
(2) 大和小田急建設においては、普通株式１株につき７円
２．大和ハウス工業及び大和小田急建設は、前項に定める場合を除き、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）
本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、大和ハウス工業又は大和小田急建設の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じたときその他本契約の目的の達成が困難となったときは、大和ハウス工業及び大和小田急建設は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）
本契約は、①効力発生日の前日までに、大和ハウス工業若しくは大和小田急建設の株主総会の決議による本契約の承認（但し、大和ハウス工業については第６条第１項但書に定める大和ハウス工業の株主総会の承認が必要となった場合に限る。）が得られなかったとき、②本株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な法令に定められた関係官庁の承認が得られなかったとき、又は③前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）
１．本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
２．本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、大和ハウス工業及び大和小田急建設が協議し合意の上、これを定める。

以上の合意を証するため、本書２通を作成し、各当事者が記名押印の上、各１通を保有する。

平成27年２月６日

大和ハウス工業：大和ハウス工業株式会社
大阪府大阪市北区梅田三丁目３番５号
代表取締役　　大野　直竹

大和小田急建設：大和小田急建設株式会社
東京都新宿区西新宿四丁目32番22号
代表取締役　　金久保　篤司

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

① 算定の基礎

大和ハウス工業及び大和小田急建設は、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、大和ハウス工業はＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「ＳＭＢＣ日興証券」といいます。）を、大和小田急建設は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、それぞれ算定機関として選定いたしました。

ＳＭＢＣ日興証券は、大和ハウス工業については、同社が株式会社東京証券取引所市場第一部（以下「東京証券取引所市場第一部」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）を採用して算定を行いました。

市場株価法では、平成27年２月５日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、東京証券取引所市場第一部における平成27年１月６日から算定基準日までの１ヶ月間の終値単純平均値、平成26年11月６日から算定基準日までの３ヶ月間の終値単純平均値を採用いたしました。

ＤＣＦ法では、大和ハウス工業について、同社が作成した平成27年３月期から平成31年３月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を算定しています。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

大和小田急建設については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。

市場株価法では、平成27年２月５日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における平成27年１月６日から算定基準日までの１ヶ月間の終値単純平均値、平成26年11月６日から算定基準日までの３ヶ月間の終値単純平均値を採用いたしました。

ＤＣＦ法では、大和小田急建設について、同社が作成した平成27年３月期から平成30年３月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を算定しています。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、各評価方法による大和小田急建設の普通株式１株に対する大和ハウス工業の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

| 採用方法 | 株式交換比率の算定レンジ |
|---|---|
| 市場株価法 | 0.34～0.36 |
| ＤＣＦ法 | 0.22～0.44 |

ＳＭＢＣ日興証券は、株式交換比率の算定に際して、大和ハウス工業及び大和小田急建設から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率算定に重大な影響を与える可能性がある事実でＳＭＢＣ日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、大和ハウス工業及び大和小田急建設並びにその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した大和ハウス工業及び大和小田急建設の財務見通しについては、大和ハウス工業及び大和小田急建設より現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成27年２月５日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、ＳＭＢＣ日興証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

大和ハウス工業は、ＳＭＢＣ日興証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、ＳＭＢＣ日興証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

他方、野村證券は、大和ハウス工業については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法では、平成27年２月５日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の株価終値、平成27年１月30日から算定基準日までの直近５営業日の終値単純平均値、平成27年１月６日から算定基準日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値、平成26年11月６日から算定基準日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値及び平成26年８月６日から算定基準日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値を採用いたしました。

ＤＣＦ法では、大和ハウス工業について、同社が作成した平成27年３月期から平成31年３月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しています。な

お、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

大和小田急建設については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法では、平成27年２月５日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の株価終値、平成27年１月30日から算定基準日までの直近５営業日の終値単純平均値、平成27年１月６日から算定基準日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値、平成26年11月６日から算定基準日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値及び平成26年８月６日から算定基準日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値を採用いたしました。

類似会社比較法では、大和小田急建設と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて評価を行い、その結果を基に株式交換比率を算定いたしました。

ＤＣＦ法では、大和小田急建設について、同社が作成した平成27年３月期から平成30年３月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しています。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、各評価方法による大和小田急建設の普通株式１株に対する大和ハウス工業の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

| 採用方法 | 株式交換比率の算定レンジ |
|---|---|
| 市場株価平均法 | 0.31～0.36 |
| 類似会社比較法 | 0.33～0.45 |
| ＤＣＦ法 | 0.31～0.47 |

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、大和ハウス工業及び大和小田急建設から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率算定に重大な影響を与える可能性がある事実で野村證券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、大和ハウス工業及び大和小田急建設並びにその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した大和ハウス工業及び大和小田急建設の財務見通しについては、大和ハウス工業及び大和小田急建設より現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成27年２月５日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

② 算定の経緯

大和ハウス工業及び大和小田急建設は、両社が選定した第三者算定機関から受領した株式交換比率算定書及び法務アドバイザーからの助言を参考に、かつ財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、慎重に協議・検討を重ねて参りました。その結果、上記(3) ②　「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率は妥当なものであるとの判断に至り、本日開催された両社の取締役会にて本株式交換を行うことを決定し、両社間で本株式交換契約を締結しました。

③ 算定機関との関係

大和ハウス工業は、第三者算定機関としてＳＭＢＣ日興証券を起用し、また、大和小田急建設は、第三者算定機関として野村證券を起用しております。ＳＭＢＣ日興証券及び野村證券のいずれも、大和ハウス工業及び大和小田急建設の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

**(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容**

| | |
|---|---|
| 商号 | 大和ハウス工業株式会社 |
| 本店の所在地 | 大阪市北区梅田三丁目３番５号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長　　大野　直竹 |
| 資本金の額 | 161,699百万円 |
| 純資産の額 | 現時点では確定しておりません。 |
| 総資産の額 | 現時点では確定しておりません。 |
| 事業の内容 | 戸建住宅、賃貸住宅、マンション、住宅ストック、商業施設、事業施設、その他 |

以上